

# 窓口システムデータ更新・サポート業務

## 仕様書

令和8年3月

札幌市まちづくり政策局  
都市計画部都市計画課

## 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課(以下「委託者」という。)で実施する「窓口システムデータ更新・サポート業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。
- (2) この仕様書に記載のない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と十分協議の上、決定する。

## 2 業務の概要

本業務は、委託者及び都市局建築指導部管理課(以下「両課」という。)に設置している札幌市都市計画情報等閲覧システム(以下「システム」という。)について、委託者が貸与するデータを調整及び点検し、システムへのデータインストール等を行うとともに、障害発生時のサポートを行う。

## 3 業務体制等

受託者は、両課の窓口業務及びシステムの内容について十分理解し、システムに格納されているデータの構造定義等について精通しているとともに、本業務を達成するために最高の技術を発揮できるよう、必要な人員及び体制を整えなければならない。

## 4 業務計画書

受託者は、契約後速やかに当該業務実施に関する業務計画書を作成し、提出しなければならない。

## 5 業務の内容

- (1) 別紙1「データ更新・サポート業務内容」による。
- (2) 本業務の内容は、原則として別紙に示す作業項目を満たすものとするが、その他本仕様書に記載がないことが発生した場合には、委託者と十分協議のうえ、決定するものとする。

## 6 業務の対象

下表の機器に設定されているシステムを本業務の対象とする。

設置課	対象機器
まちづくり政策局 都市計画部都市計画課	窓口端末用PC 1台
	支援端末(兼窓口端末)用PC 1台
都市局建築指導部管理課	支援端末(兼窓口端末)用PC 1台
	閲覧端末用PC 2台

なお、機器の定義は下記のとおり。

- (1) 窓口端末:市民に都市計画情報を提供するために、両課の事務室内の窓口に設置する端末を表す。
- (2) 支援端末:窓口端末のデータ管理や運用保守を行うための端末を表す。
- (3) 閲覧端末:市民と都市計画情報を確認して打合せを行うために、都市局建築指導部建築確認課の事務室内に設置する端末を表す。

## 7 打合せ

本業務の実施にあたっては、委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出しなければならない。

## 8 成果品の所有権

成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならない。

## 9 データ等に関する著作権

本業務で新たに作成するデータ等についての著作権(著作権法第27条から第28条までに規定する権利をいう。)は全て札幌市に帰属するものとする。また、当該著作物に関する著作人権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)について、これを行使しないこと。

## 10 環境負荷の低減

札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

## 11 札幌市情報セキュリティポリシーの遵守

業務の履行にあたっては、札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、別紙2「セキュリティ保全に係る事項」に規定する諸事項を遵守すること。

## 12 貸与資料

- (1) 令和6年度版共有基図修正版データ【Shapefile】
- (2) 別表1に示すシステム格納データ(最新年度版)【Shapefile】
- (3) 札幌市都市計画情報等閲覧システムシステム操作マニュアル 一式
- (4) 札幌市都市計画情報等閲覧システムシステム管理マニュアル 一式
- (5) 札幌市都市計画情報等閲覧システム運用保守マニュアル 一式
- (6) 札幌市都市計画情報等閲覧システム構築業務成果品 一式
- (7) Nグループ「都市計画交通施設等」及び「都市計画広場」の更新箇所を示した画像データ
- (8) その他必要資料

## 13 業務委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

## 14 提出成果品

- (1) 令和8年度版システム格納データ 一式
- (2) 作業報告書【PDF】 一式

## データ更新・サポート業務内容

### 1 システム格納データの整備

#### (1) 下図等データの調整、点検(予定回数:1回 予定時期:7月)

別表1に示すシステム格納データのうち、委託者が貸与した下図等データの最新年度版について、システムに適合するよう調整、点検を行う。また、町名の新設・廃止が生じた場合は、住所検索画面(システム操作マニュアルP2参照)における町名選択ボタンの追加・削除を行う。

#### (2) 主題図データの作成、調整、点検(予定回数:5回 予定時期:6月、8月、10月、12月、2月のいずれか ※主に都市計画審議会で諮問した案件について整備を行う。)

別表1に示すシステム格納データのうち、委託者が貸与した主題図データ(Shapefile)について、システムに適合するように、日本語のファイル名を英語に変更するなど、データの調整、点検を行う。(データ形式の変更は不要。)

また、主題図データのうち「都市計画交通施設等」及び「都市計画広場」の更新は、委託者が提供する更新前Shapefileおよび更新箇所を示した画像データより、受託者が主題図データを作成した上で、データの調整、点検を行う。

なお、令和8年度に更新を予定している主題図データについては別表2のとおりである。

### 2 緊急時におけるシステム格納データの修正

別表1に示すシステム格納データについて、緊急に修正の必要が生じた箇所を修正の上、システムに適合するよう調整、点検及び設定を行う。

### 3 システムへのデータインストール

上記1で整備したデータを、「6 業務の対象」で示している対象機器に設定されているシステムへインストールし、動作確認、データバックアップ、必要な環境設定を行う。

ただし、内容・時期の詳細については告示日の状況等を見極め、運用中のシステムに極力影響が出ないよう考慮し、委託者と協議の上、その都度決定する。

### 4 システムサポート

上記1～3で示すものの他に、システムの正常な機能を保持するため、業務委託期間においてシステムに障害が生じた場合、技術者を派遣して原因の究明を迅速に行い、復旧に必要となる対処を行う。

なお、システムを構成する機器(部品)に故障等が生じて交換等を要する場合は、必要となる機器等の調達も委託者にて対応するが、故障等が生じたことによって、システムの再インストールが必要となった場合は、速やかにインストールを行う。

## システム格納データ

種別	グループ	データ名称
下図等 データ	共通	現況図（共有基図修正版）
		地番図
		索引図
		町名
主題図 データ	A	用途地域
	B	特別工業地区
		小売店舗地区
		特別業務地区
		戸建住環境保全地区
		職住共存地区
		大規模集客施設制限地区
	スポーツ・レクリエーション地区	
	C	高度地区
	D	防火地域及び準防火地域
	E	高度利用地区
		特定街区
		都市再生特別地区
		流通業務地区
		流通業務団地
	F	地区計画
	G	札幌市立地適正化計画（居住誘導区域・都市機能誘導区域（都心・地域交流拠点））
	H	景観計画（景観計画区域・景観計画重点区域）
		指定景観重要建造物等近接敷地
		景観まちづくり推進区域
	I	災害危険区域
		壁面線指定区域
		日影規制除外区域
		建築協定区域
		一団地・連担等認定区域
		出水のおそれのある区域
		宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域
		土砂災害（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）
		航空進行区域
		流通業務施設立地指定路線
		札幌市開発許可等審査基準第89条第2号該当区域（十軒こまどり団地）
		札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進制度対象区域
		J
	緑保全創出地域	
	K	札幌市都市再開発方針
		土地区画整理事業
		第一種市街地再開発事業
	L	駐車場整備地区
	M	認定道路、国道、市道計画（住区計画道路）
	N	都市計画交通施設等
都市計画広場		
共通	都市計画道路	

## 別表2

## 令和8年度更新予定案件一覧

種別	グループ	データ名称	更新回数	更新時期・更新箇所数
主題図 データ	E	特定街区	1回	1箇所 ※3月頃
		都市再生特別地区	1回	1箇所 ※12月頃
		流通業務団地	1回	1箇所 ※8月頃
	F	地区計画	2回	1回目：1箇所 2回目：1箇所 ※12月、3月頃
	I	一団地・連担等認定区域	3回	10箇所程度 ※不定期
		土砂災害（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）	1回	9箇所 ※時期未定
	K	第一種市街地再開発事業	1回	1箇所 ※12月頃
	N	都市計画交通施設等	2回	1回目：2箇所 ※12月頃
	共通	都市計画道路	1回	1箇所 ※12月頃

※ 種別・グループ・データ名称については、別表1を参照

※ 箇所数は、参考値とする

## セキュリティ保全に係る事項

受託業務の履行にあたっては、本市の情報資産の漏洩、紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するため、本市の指示に基づき、セキュリティ保全のための対策を下記のとおり実施するようお願いいたします。

## 記

セキュリティ保全のための対策	
1	<p>情報セキュリティを確保するための体制の整備 本業務の作業実施体制・連絡体制を提示すること。 セキュリティ対策の責任者にはセキュリティ対策を十分に管理できる者を配置すること。</p>
2	<p>取り扱う情報資産の秘密保持等 本業務の遂行にあたり知りえたすべての情報は、履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。データの取扱についても同様とする。また、秘密保持及びデータの取扱について、従業員その他関係者への徹底を行うこと。</p>
3	<p>情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処 情報セキュリティインシデントが発生した場合には速やかに本市へ報告すること。</p>
4	<p>情報セキュリティ対策の履行状況の報告 受託者は、前項までの各項目の履行状況について本市へ報告することとし、本市が行う情報資産の管理に関する履行確認に対して適切に応じ、確認事項についての説明を行うこと。</p>
5	<p>情報セキュリティ監査の実施 本市の要請等に基づき、サービス提供者のセキュリティ対策、運用体制等に関し、監査を行うことができる。</p>
6	<p>情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処 受託者の情報セキュリティ対策の履行が不十分であることが認められた場合、本市と協議した上で、本業務の一時中断や損害賠償等、必要な措置を講ずること。</p>
7	<p>委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 受託者は、業務の完了日又は契約解除の日をもって、情報資産を委託者に返還するとともに、その複製複写物を一切保持してはならない。ただし、本市が必要と認めるときは、その返還日を延期することができる。</p>
8	<p>委託元及び委託先の責任の明記 本業務の作業を受託者の保有する環境で実施する際には、受託者の責任においてセキュリティ対策を行ったうえで作業を実施すること。</p>

## 9 再委託に関する事項

本業務において再委託は原則禁止であるが、業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、本市の承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。